

始めよう!

アパートを法人に売却(現物出資)

複式簿記とアマン経理実務の勉強 第6回

建物を同族法人に
売却するとき

今回は中古のアパートやマンションを同族法人に売却したり現物出資するときの仕訳について解説します。所得を分散するためには不動産管理会社を設立する事はよくあります、より多くを分散するために不動産自体を法人に移してしまおうというわけです。

アパートのうち建物だけを法人に売却。売買代金485万1200円(簿価)は20年間で分割返済することになっている。
△売主側の仕訳▼

(借方)事業主賃
4,851,200 /
(貸方)建物
4,851,200

ぬしがし)というあまり聞き

借方に事業主貸
は売却して建物がなくなるか

建物を同族法人に
現物出資するとき

(借方)建物
4,851,200 /
(貸方)資本金
4,851,200

慣れない勘定科目が使われています。この科目は通常、事業に関係のない支出をした場合等に使用します。

例えば、自宅とアパートの両方の固定資産税を一緒に支払った場合、必要経費になるのはアパート部分だけですか? 全額を租税公課として処理することはできません。そこで自宅部分に係る固定資産税については事業主貸という暫定的な科目(分類上は資産項目)を使って必要経費から除外するのです。

ところで個人の所得は全部で10種類に分かれていますが、不動産を譲渡した場合の所得はご承知のように譲渡所得に該当します。したがって、この事例のようにアパートを売却する場合には不動産所得の決算書から除外する必要があります。つまり、上記の仕訳のうち貸方にある建物勘定は売却して建物がなくなるか

売買の場合には長期未払金で返済する必要がありますが、資本金の場合には返済義務はありません。簡単ですね。未払金の場合には長期の分割であれ、いずれ返済する必要がありますが、資本金の場合には返済義務はありません。

このように現物出資の場合で相続財産の評価額を減らすことができる場合があります。なお、ここでは仕訳のみを簡単にご紹介しておりますが、実際の手続きは非常に複雑・難解です。したがって、実行する場合は資産税に詳しい会計事務所の先生とよく相談するようになってください。

借方の建物勘定については特に説明は要らないと思いまが、貸方の長期未払金とは何でしょうか? 未払金に长期という文字が付いています。この長期というのは1年を超えて支払うことになる場合に使用します。事例では返済期間が20年ですから長期になつているわけです。

△買主側の仕訳▼

(借方)建物
4,851,200 /
(貸方)長期未払金
4,851,200

△出資する側の仕訳▼

(借方)事業主賃
4,851,200 /
(貸方)建物
4,851,200

この仕訳は売買の場合と全く同じです。現物出資の場合も譲渡と同じ計算をしますので不動産所得の決算書から除外するために建物勘定を貸方に記入してゼロとする必要があるわけです。

△出資を受ける法人側の仕訳▼

profile

1952年香川県生まれ。慶應大学卒業。(株)鹿谷総合研究所代表取締役。著書に「家主さん、地主さん、もっと勉強して下さい!」「アマン経営、なぜ失敗するのか?」など。家主さん向けの会計ソフト「らくらく会計簿」を開発、販売している。



鹿谷会計事務所
鹿谷 哲也 所長